

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、当該民間支援団体が犯罪被害者等支援を行うに当たって必要な知識及び技能の向上を図るよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害に係る損害の回復及び経済的負担の軽減を図ること。
- (2) 犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための支援を図ること。

- (3) 再被害及び二次的被害の発生の防止を図ること。
- (4) 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民及び事業者の理解の促進を図ること。
- (5) 民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者の育成及び支援を図ること。
- (6) 県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者相互の連携協力体制の整備を図ること。

(犯罪被害者等支援計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 前条に規定する基本方針を踏まえて県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めようとするときは、広く県民の意見を求め、及び沖縄県犯罪被害者等支援審議会に諮問するものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、犯罪被害者等支援計画に基づき実施した施策の実施状況その他犯罪被害者等支援に関する事項を公表するものとする。

(沖縄県犯罪被害者等支援審議会)

第10条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等支援に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 審議会は、委員8人以内で組織する。

4 委員は、民間支援団体の職員、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第12条 県は、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(ちゅらうちな一安全なまちづくり条例の一部改正)

2 ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

「第8章 犯罪被害者等に対する支援（第25条—第28条）	
目次中 第9章 アルコール関連犯罪の防止（第29条—第33条）	を 「第8章 アル
第10章 雑則（第34条）	第9章 雑則

アルコール関連犯罪の防止（第25条—第29条）
（第30条）に改める。

第1条中「、犯罪の被害者等の支援」を削る。

第8章を削る。

第9章中第29条を第25条とし、第30条から第32条までを4条ずつ繰り上げる。

第33条中「第31条」を「第27条」に改め、第9章中同条を第29条とし、同章を第8章とする。

第34条中「、第28条及び第31条」を「及び第27条」に改め、第10章中同条を第30条とし、同章を第9章とする。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

犯罪被害者等支援に関する施策の実効性の確保及び犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関し、基本理念等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援計画等について調査審議を行う附属機関を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例

沖縄県漁港管理条例（昭和50年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中

2 野積場、漁具干場及び漁港施設用地		1平方メートル当たり1日につき	2円	を
2 野積場、漁具干場及び漁港施設用地		1平方メートル当たり1日につき	2円	に
3 糸満漁港（北地区）の荷さばき所（高度な衛生管理に資するものに限る。）		1平方メートル当たり1月につき	260円	

改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

糸満漁港の区域内に高度衛生管理型荷さばき所を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条を第16条とする。

第8条中「使用者」を「利用者」に、「使用に」を「利用に」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の提出）

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

第7条中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第13条とする。

第6条の見出し中「駐車料」を「利用料金」に改め、同条中「知事は、特別の理由があると認めるときは、駐車料」を「指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条を第12条とする。

第4条及び第5条を削る。

第3条の見出し中「駐車料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める駐車料を」を「利用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「駐車料」を「利用料金」に改め、同条に次の4項を加える。

3 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

5 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第3条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用料金の納付時期)

第10条 利用者は、駐車場から自動車を出場させる際に利用料金を納めるものとする。ただし、回数駐車券及び定期駐車券による利用料金については、これらの発行を受ける際に納めるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を別に定める期日に収受することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合には、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還するものとする。

第2条の次に次の6条を加える。

(駐車場の管理)

第3条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第9条及び第10条の規定による利用料金の収受に関する業務、第11条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務、第12条の規定による利用料金の減免に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）に対する誘導及び案内に関する業務その他の駐車場の施設の利用に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に駐車場の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会

の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、駐車場の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(供用時間)

第8条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、入場し、又は出場することができる時間は、規則で定める時間とする。

別表中「第3条関係」を「第9条関係」に、「駐車料」を「基準額」に、

「(使用時間)」を「(利用時間)」に改め、同表備考2中「使用時間」を「利用時間」に、「駐車料(普通駐車に限る。)の額」を「基準額(普通駐車に限る。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県樋川立体駐車場の管理を指定管理者に行わせる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「5,090円」を「7,000円」に、「2,540円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

紹介状なしで受診した患者等から徴収する初診加算料等の額について、厚生労働大臣が定める額が改められたことに伴い、当該初診加算料等の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表認知機能検査員講習手数料の項中「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同表講習手数料の項中

「	道交法第108条の2第2項に掲げる講習	チャレンジ講習	2,650円	を
	道交法施行令第37条の6の2に掲げる講習	特定任意高齢者講習	1,800円	

「	道交法第108条の2第2項に規定する講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に規定する基準に適合するものに限る。）	普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	6,450円	に
		普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は道交法第101条の4第3項	2,900円	

	<p>の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>
--	--

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

道路交通法施行規則の一部が改正されたことに伴い、認知機能検査員講習手数料の額を改めるほか、県外に住所を有する者等を対象とする特定任意高齢者講習に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

財産の取得について

糸満漁港に配備する沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船
- 2 数 量 1 隻
- 3 契約金額 1,793,000,000円
- 4 契約の相手方 長崎県佐世保市千尽町6番地の3
前畑造船株式会社 代表取締役 北村與志郎

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

糸満漁港に配備する沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の取得について

県立学校に整備する指導者用コンピュータを、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 指導者用コンピュータ
- 2 数 量 2,444台
- 3 契約金額 94,039,000円
- 4 契約の相手方 浦添市城間四丁目35番1号

西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県立学校に整備する指導者用コンピュータの取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名 建物明渡等請求事件

2 事件の概要 沖縄県は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者等に対して、家賃の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者等がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。

3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

被告 別表のとおり

4 請求の趣旨

(1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡せ。

(2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別表

	住所	氏名
1		
2		
3		
4		

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 市道崎山松川線に隣接する県有地に自生する樹木の枝が落下したことによる車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和3年12月17日
- 4 事故発生場所 那覇市首里金城町4丁目52番地1 [REDACTED]方先市道崎山松川線上
- 5 損害賠償額 247,927円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 

上記当事者間において、市道崎山松川線に隣接する県有地に自生する樹木の枝が落下したことによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る樹木の支持に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額247,927円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 県立那覇高等学校に県が設置した樹木による車両損傷事故

2 当 事 者 損害賠償請求権者



損害賠償請求権代位取得者

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地

三井住友海上火災保険株式会社

損害賠償支払者

那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

3 事故発生年月日 令和3年11月22日

4 事故発生場所 那覇市松尾1丁目21番44号県立那覇高等学校先県道真地泉崎線上

5 損害賠償額 1,593,405円

6 和解内容 別紙のとおり

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲

乙 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上火災保険株式会社

丙 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

上記当事者間において、県立那覇高等学校に県が設置した樹木による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 丙は、本件事故に係る樹木の設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、総額1,593,405円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、丙が支払うべき前項の損害賠償金のうち、1,382,205円が自動車保険により既に乙から甲に対し支払われたことを認める。
- 3 丙は、第1項の損害賠償金のうち、甲に対し211,200円、乙に対し1,382,205円の支払義務があることを認める。
- 4 丙は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を甲及び乙にそれぞれ支払う。
- 5 甲、乙及び丙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。